

新旧対照表

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
<p>(業務)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の本協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。</p> <p>三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（<u>本協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。</u>）。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>3 本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務（以下「<u>インターネット活用業務</u>」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 <u>インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>2 本協会は、前項の業務のほか、前条の目的を達成するため必要があるときは、次の業務を行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 本協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（<u>放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。</u>）。</p> <p>(3) 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（<u>協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。</u>）。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) (同左)</p> <p>3 本協会は、前二項の業務のほか、必要があるときは、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>6 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>第2項第2号又は第3号の業務の種類、内容及び実施方法</u></p>

<p><u>二 インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項</u></p> <p><u>三 (略)</u></p> <p><u>四 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項</u></p> <p><u>五 インターネット活用業務の経理に関する次の事項</u></p> <p><u>ア 放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところによるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法</u></p> <p><u>イ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法</u></p> <p><u>ウ 区分経理の実施の適正を確保するための措置</u></p> <p><u>エ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項</u></p> <p><u>六 第9項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</u></p> <p><u>七 前号の規定による評価の結果も踏まえた第11項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</u></p> <p><u>八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項</u></p> <p><u>7 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第6項の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。</u></p> <p><u>8 本協会は、第6項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。</u></p> <p><u>9 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、第6項の認可を受けた実施基準に基づき、放送法第20条第13項に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更するときも、同様とする。</u></p> <p><u>10 本協会は、第2項第2号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u></p> <p><u>11 本協会は、少なくとも3年ごとに、インターネット活用業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努める。</u></p>	<p><u>(2) 第2項第2号又は第3号の業務の実施に要する費用に関する事項</u></p> <p><u>(3) (同左)</u></p> <p><u>(4) 第2項第2号又は第3号の業務に関する苦情その他の意見の処理に関する事項</u></p> <p><u>(5) 区分経理の方法その他の経理に関する事項</u></p> <p><u>(6) 第2項第2号又は第3号の業務の実施計画の作成及び公表に関する事項</u></p> <p><u>(7) 第2項第2号又は第3号の業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項</u></p> <p><u>(8) 放送法第20条第13項の規定に基づく第2項第2号又は第3号の業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項</u></p> <p><u>(9) その他第2項第2号又は第3号の業務に関し必要な事項</u></p>
--	--

<p>(出資) 第5条 本協会は、第52条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第21条に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条に定める者に出資する。</p> <p>(中期経営計画) 第6条 本協会は、3年以上5年以下の期間ごとに、本協会の経営に関する計画（以下「中期経営計画」という。）を定め、これを公表する。 これを変更したときも、同様とする。 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載する。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。） 二 本協会の経営に関する基本的な方向 三 本協会が行う業務の種類及び内容 四 本協会の業務並びに本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制に関する事項 五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項 六 収支の見通し 七 その他本協会の経営に関する重要事項</p> <p>(事務所) 第7条 (略)</p> <p>(公告) 第8条 (略)</p> <p>(定款の変更) 第9条 (略)</p> <p>(忠実義務) 第10条 役員は、法令及びこの定款並びに経営委員会の議決を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(給与等の支給の基準) 第11条 (略)</p> <p>(服務に関する準則) 第12条 (略)</p> <p>(解散) 第13条 (略)</p>	<p>(出資) 第5条 本協会は、第49条第1項に規定する子会社（本協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の本協会がその経営を支配している法人として、放送法第21条に基づく総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して出資する場合のほか、前条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、放送法第22条に定める者に出資する。</p> <p>【新設】</p> <p>(事務所) 第6条 (同左)</p> <p>(公告) 第7条 (同左)</p> <p>(定款の変更) 第8条 (同左)</p> <p>【新設】</p> <p>(給与等の支給の基準) 第9条 (同左)</p> <p>(服務に関する準則) 第10条 (同左)</p> <p>(解散) 第11条 (同左)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">第2章 経営委員会</p> <p>(経営委員会の設置) 第14条 (略)</p> <p>(経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 二 次に掲げる事項の議決 ア (略) イ 監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項 (ア) 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項 (イ) (略) (ウ) 監査委員会の(ア)の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (エ) 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制 (i) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制 (ii) 本協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)又はこれらに準ずる者及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制 (オ) (エ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (カ) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 (キ) (略) ウ 本協会の業務並びに本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備 (ア)・(イ) (略) (ウ) 本協会の損失の危険の管理に関する体制 (エ) (略) (オ) 本協会の職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制 (カ) 次に掲げる体制その他の本協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制</p>	<p style="text-align: center;">第2章 経営委員会</p> <p>(経営委員会の設置) 第12条 (同左)</p> <p>(経営委員会の権限等) 第13条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 次に掲げる事項の議決 ア (同左) イ 監査委員会の職務の執行のために必要な次の事項 (ア) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項 (イ) (同左) (ウ) 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 (エ) (同左) ウ 本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備 (ア)・(イ) (同左) (ウ) 損失の危険の管理に関する体制 (エ) (同左) (オ) 職員の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制 (カ) 本協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制</p>
--	---

<p>(i) <u>当該子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者（(ii)及び(iv)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u></p> <p>(ii) <u>当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の本協会への報告に関する体制</u></p> <p>(iii) <u>当該子会社の損失の危険の管理に関する体制</u></p> <p>(iv) <u>当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u></p> <p>(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>中期経営計画</u></p> <p>カ <u>第60条第1項に規定する業務報告書及び第76条第1項に規定する財務諸表</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このクにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</u></p> <p>ケ <u>第50条第1項に規定する国内番組基準及び第51条第3項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画</u></p> <p>コ (略)</p> <p>サ <u>第58条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</u></p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>第4条第6項に規定する実施基準及び同条第9項に規定する実施計画</u></p> <p>ソ <u>第52条第2項及び第57条第1項に規定する基準</u></p> <p>タ <u>第53条に規定する基準及び方法</u></p> <p>チ <u>第11条に規定する給与等の支給の基準及び第12条に規定する服務に関する準則</u></p> <p>ツ (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p>	<p>(キ) (同左)</p> <p>エ (同左)</p> <p>オ <u>第57条第1項の業務報告書及び第73条第1項に規定する財務諸表</u></p> <p>カ (同左)</p> <p>キ <u>テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により本協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）並びに国際放送（外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このキにおいて同じ。）及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止（国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）</u></p> <p>ク <u>第47条第1項に規定する国内番組基準及び第48条第3項に規定する国際番組基準並びに放送番組の編集に関する基本計画</u></p> <p>ケ (同左)</p> <p>コ <u>第55条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準</u></p> <p>サ (同左)</p> <p>シ (同左)</p> <p>ス <u>第4条第6項に規定する実施基準</u></p> <p>セ <u>第49条第2項及び第54条第1項に規定する基準</u></p> <p>ソ <u>第50条に規定する基準及び方法</u></p> <p>タ <u>第9条に規定する給与等の支給の基準及び第10条に規定する服務に関する準則</u></p> <p>チ (同左)</p> <p>ツ (同左)</p> <p>テ (同左)</p> <p>ト (同左)</p> <p>ナ (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ヌ (同左)</p>
--	--

<p>ネ (略) ノ (略) ハ (略) ヒ アからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 ニ (略) 2～4 (略)</p> <p><u>(意見の求め)</u> 第16条 経営委員会は、前条第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、<u>放送法第29条第3項に基づく総務省令で定めるところにより、本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合の開催その他の方法により、広く一般の意見を求める。</u></p> <p>(経営委員会の組織) 第17条 (略)</p> <p>(委員の任期) 第18条 (略)</p> <p>(委員の罷免) 第19条 (略)</p> <p>(委員の兼職禁止) 第20条 (略)</p> <p>(経営委員会の運営) 第21条 (略) 2・3 (略) 4 <u>監査委員は、第30条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができる。</u> 5 <u>前項の招集を行ったときは、監査委員は、直ちに会長にその旨を通知する。</u> 6 <u>監査委員は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、付議すべき事項を明確にしなければならない。</u> 7 <u>会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第63条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>ヌ (同左) ネ (同左) ノ (同左) ハ アからノまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項 ② (同左) 2～4 (同左)</p> <p><u>(受信者意見の聴取)</u> 第14条 経営委員会は、前条第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、<u>放送法第64条第1項の定めるところにより本協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取する。</u></p> <p>2 <u>前項の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによって行う。</u> (1) <u>会合は全国各地方で、年6回以上行う。</u> (2) <u>会合には、少なくとも1人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席する。</u> (3) <u>会合においては、経営委員会の委員が本協会の基本方針その他必要な事項を説明する。</u></p> <p>(経営委員会の組織) 第15条 (同左)</p> <p>(委員の任期) 第16条 (同左)</p> <p>(委員の罷免) 第17条 (同左)</p> <p>(委員の兼職禁止) 第18条 (同左)</p> <p>(経営委員会の運営) 第19条 (同左) 2・3 (同左)</p> <p>4 <u>会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第60条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</u></p>
--	---

<p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(議決の方法等)</p> <p><u>第22条</u> 経営委員会は、委員長又は<u>第17条第4項</u>に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、<u>第41条第2項</u>に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(諮問機関)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(議事録の公表)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(経営委員会の事務局)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 監査委員会</p> <p>(監査委員会の設置等)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(監査委員会の権限等)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>監査委員がその職務の執行について本協会に対して次に掲げる請求をしたときは、本協会は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>一 <u>費用の前払の請求</u></p> <p>二 <u>支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</u></p> <p>三 <u>負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求</u></p> <p>(監査委員会による調査)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(経営委員会への報告義務)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(監査委員による役員行為の差止め)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>(本協会と役員との間の訴えにおける本協会の</u></p>	<p><u>5</u> (同左)</p> <p><u>6</u> (同左)</p> <p>(議決の方法等)</p> <p><u>第20条</u> 経営委員会は、委員長又は<u>第15条第4項</u>に規定する委員長の職務を代行する者及び6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、<u>第38条第2項</u>に規定する場合のほか、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(諮問機関)</p> <p><u>第21条</u> (同左)</p> <p>(議事録の公表)</p> <p><u>第22条</u> (同左)</p> <p>(経営委員会の事務局)</p> <p><u>第23条</u> (同左)</p> <p><u>第24条</u> (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 監査委員会</p> <p>(監査委員会の設置等)</p> <p><u>第25条</u> (同左)</p> <p>(監査委員会の権限)</p> <p><u>第26条</u> (同左)</p> <p>(監査委員会による調査)</p> <p><u>第27条</u> (同左)</p> <p>(経営委員会への報告義務)</p> <p><u>第28条</u> (同左)</p> <p>(監査委員による役員行為の差止め)</p> <p><u>第29条</u> (同左)</p>
---	---

<p>代表等)</p> <p><u>第32条</u> <u>第39条第1項から第4項まで及び第40条の規定にかかわらず、本協会が役員（役員であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は役員が本協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が本協会を代表する。</u></p> <p>一 <u>監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合</u> <u>経営委員会が定める者</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>監査委員会</u> <u>が選定する監査委員</u></p> <p>(監査委員の罷免)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(監査委員会の招集)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(監査委員会の議決の方法等)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(監査委員会の事務局)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>第4章 役員及び理事会</p> <p>(役員)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>(会長等の職務)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(利益相反行為)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>(会長等の任命)</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(会長等の任期)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p>	<p>【新設】</p> <p>(監査委員の罷免)</p> <p><u>第30条</u> (同左)</p> <p>(監査委員会の招集)</p> <p><u>第31条</u> (同左)</p> <p>(監査委員会の議決の方法等)</p> <p><u>第32条</u> (同左)</p> <p>(監査委員会の事務局)</p> <p><u>第33条</u> (同左)</p> <p><u>第34条</u> (同左)</p> <p>第4章 役員及び理事会</p> <p>(役員)</p> <p><u>第35条</u> (同左)</p> <p>(会長等の職務)</p> <p><u>第36条</u> (同左)</p> <p>(利益相反行為)</p> <p><u>第37条</u> (同左)</p> <p>(会長等の任命)</p> <p><u>第38条</u> (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、会長、副会長及び理事となることができない。</p> <p><u>(1)</u> (同左)</p> <p><u>(2)</u> (同左)</p> <p><u>(3)</u> (同左)</p> <p><u>(4)</u> (同左)</p> <p><u>(5)</u> (同左)</p> <p><u>(6)</u> (同左)</p> <p><u>(7)</u> (同左)</p> <p>(会長等の任期)</p> <p><u>第39条</u> (同左)</p>
---	---

<p>(会長等の罷免) <u>第43条</u> 経営委員会又は会長は、それぞれ<u>第41条第1項から第3項</u>までの規定により任命した役員が、同条<u>第4項各号</u>のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項<u>第6号</u>の事業者又はその団体のうち本協会がその構成員であるものの役員となったことにより同項<u>第6号</u>又は<u>第7号</u>に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p>(会長等の兼職制限) <u>第45条</u> (略)</p> <p>(理事会) <u>第46条</u> (略) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 二 <u>第15条第1項第1号</u>に掲げる経営委員会が議決する事項 二 <u>第69条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項 (<u>第70条第2項</u>において準用する場合を含む。) 三 (略) 四 (略)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p>	<p>(会長等の罷免) <u>第40条</u> 経営委員会又は会長は、それぞれ<u>第38条第1項から第3項</u>までの規定により任命した役員が、同条<u>第4項各号</u>のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項<u>第6号</u>の事業者又はその団体のうち本協会がその構成員であるものの役員となったことにより同項<u>第6号</u>又は<u>第7号</u>に該当するに至った場合を除くほか、これを罷免する。</p> <p><u>第41条</u> (同左)</p> <p>(会長等の兼職制限) <u>第42条</u> (同左)</p> <p>(理事会) <u>第43条</u> (同左) 2 理事会は、次の事項を審議する。ただし、定例に属する事項及び会長が軽微と認めた事項については、この限りでない。 (1) <u>第13条第1項第1号</u>に掲げる経営委員会が議決する事項 (2) <u>第66条第2項</u>の規定により経営委員会の同意を得る事項 (<u>第67条第2項</u>において準用する場合を含む。) (3) (同左) (4) (同左)</p> <p><u>第44条</u> (同左)</p> <p><u>第45条</u> (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 業務の執行</p> <p>(国内基幹放送の放送番組の編集等) <u>第49条</u> 本協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、次の各号の定めるところによる。 二 (略) 二 (略) 三 (略) 2 (略)</p> <p>(国内番組基準) <u>第50条</u> (略)</p> <p>(国際放送等の放送番組の編集等) <u>第51条</u> (略)</p> <p>(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法) <u>第52条</u> 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行</p>	<p style="text-align: center;">第5章 業務の執行</p> <p>(国内基幹放送の放送番組の編集等) <u>第46条</u> 本協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、次の各号の定めるところによる。 (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) 2 (同左)</p> <p>(国内番組基準) <u>第47条</u> (同左)</p> <p>(国際放送等の放送番組の編集等) <u>第48条</u> (同左)</p> <p>(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法) <u>第49条</u> 本協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行</p>

<p>するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。</p> <p>二 (略) 二 (略) 2・3 (略)</p> <p><u>第53条</u> (略)</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第70条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(広告放送の排除)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p> <p>(調査研究の成果等)</p> <p><u>第55条</u> (略)</p> <p>(営利目的の排除)</p> <p><u>第56条</u> (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p><u>第57条</u> 本協会は、<u>第52条第2項</u>の場合のほか、<u>第4条第1項</u>の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受信料)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p><u>第59条</u> 前条第1項の受信料の月額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第75条第1項</u>に規定する場合においては、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。</p> <p>(業務報告書の提出等)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>(情報公開)</p> <p><u>第61条</u> 本協会は、本協会の組織、業務及び財務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。本協会は、情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p> <p>2 本協会は、前項の規定に基づき視聴者に対する情報の提供を行うに当たっては、<u>放送法第84条の2第1項</u>に基づく総務省令で定めるとこ</p>	<p>するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社として保有する。</p> <p>(1) (同左) (2) (同左) 2・3 (同左)</p> <p><u>第50条</u> (同左)</p> <p>2 本協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれを変更しようとするときは、<u>第67条</u>に規定する国際放送番組審議会に諮問する。</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>(広告放送の排除)</p> <p><u>第51条</u> (同左)</p> <p>(調査研究の成果等)</p> <p><u>第52条</u> (同左)</p> <p>(営利目的の排除)</p> <p><u>第53条</u> (同左)</p> <p>(業務の委託)</p> <p><u>第54条</u> 本協会は、<u>第49条第2項</u>の場合のほか、<u>第4条第1項</u>の業務についてその一部を他に委託する場合は、本協会が定める基準に従ってこれを行う。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(受信料)</p> <p><u>第55条</u> (同左)</p> <p><u>第56条</u> 前条第1項の受信料の月額は、国会が本協会の収支予算を承認することによって定めた額とする。ただし、<u>第72条第1項</u>に規定する場合においては、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。</p> <p>(業務報告書の提出等)</p> <p><u>第57条</u> (同左)</p> <p>(情報公開)</p> <p><u>第58条</u> 本協会は、本協会の財務及び業務の状況について、視聴者に対する情報の提供及び視聴者からの求めによる情報の開示に関する基準（以下「情報公開基準」という。）を定め、これに基づいて情報公開を行う。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により情報公開基準を定め、又は変更した場合には、これを公表する。</p>
---	--

るにより、その保有する次に掲げる情報であつて同項に基づく総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、適時に、かつ、一般にとって利用しやすい方法により提供する。

一 本協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 本協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 本協会の出資又は拠出に係る法人その他の同項第3号に基づく総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

3. 前二項の規定にかかわらず、本協会は、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努める。

(学識経験者による委員会)

第62条 (略)

(苦情処理)

第63条 (略)

第6章 放送番組審議会

(中央審議会及び地方審議会の設置)

第64条 (略)

(任務)

第65条 (略)

(諮問事項)

第66条 (略)

2 本協会が第64条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。

3 (略)

4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第64条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

(報告事項)

第67条 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

(学識経験者による委員会)

第59条 (同左)

(苦情処理)

第60条 (同左)

第6章 放送番組審議会

(中央審議会及び地方審議会の設置)

第61条 (同左)

(任務)

第62条 (同左)

(諮問事項)

第63条 (同左)

2 本協会が第61条第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。

3 (同左)

4 前項の規定により会長が諮問する事項は、中央審議会に対しては全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会に対しては第61条第2項に規定する地域向けの放送番組に係るものとする。

(報告事項)

第64条 会長は、次の各号に掲げる事項を中央審議会又は地方審議会に報告しなければならない。

(1) (同左)

(2) (同左)

(3) (同左)

<p>四 (略)</p> <p>(答申等に対する措置)</p> <p><u>第68条</u> 会長は、中央審議会又は地方審議会が<u>第65条</u>の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(組織及び委員の委嘱)</p> <p><u>第69条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る<u>第64条第2項</u>に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。</p> <p>(国際審議会)</p> <p><u>第70条</u> (略)</p> <p>2 <u>第65条第1項及び第3項、第66条第1項及び第3項、第67条(第4号を除く。)、第68条(第2項第3号を除く。)</u>並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、<u>第65条第3項及び第66条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第66条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)</u>の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。</p> <p>(審議会の運営)</p> <p><u>第71条</u> (略)</p> <p>第7章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第72条</u> (略)</p> <p>(企業会計原則)</p> <p><u>第73条</u> (略)</p> <p>(収支予算等)</p> <p><u>第74条</u> 本協会は、毎事業年度の収支予算、事</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(答申等に対する措置)</p> <p><u>第65条</u> 会長は、中央審議会又は地方審議会が<u>第62条</u>の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 会長は、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(組織及び委員の委嘱)</p> <p><u>第66条</u> (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であって、当該地方審議会に係る<u>第61条第2項</u>に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。</p> <p>(国際審議会)</p> <p><u>第67条</u> (同左)</p> <p>2 <u>第62条第1項及び第3項、第63条第1項及び第3項、第64条(第4号を除く。)、第65条(第2項第3号を除く。)</u>並びに前条第1項及び第2項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、<u>第62条第3項及び第63条第3項中「国内基幹放送」とあるのは「国際放送等」と、第63条第1項中「国内番組基準、国内基幹放送の放送番組の編集に関する基本計画及び国内基幹放送(特別な事業計画によるものを除く。)</u>の放送番組の種別の基準」とあるのは「国際番組基準及び国際放送等の放送番組の編集に関する基本計画」と、前条第1項中「中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上」とあるのは「国際審議会は、委員10人以上」とそれぞれ読み替える。</p> <p>(審議会の運営)</p> <p><u>第68条</u> (同左)</p> <p>第7章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第69条</u> (同左)</p> <p>(企業会計原則)</p> <p><u>第70条</u> (同左)</p> <p>(収支予算等)</p> <p><u>第71条</u> 本協会は、毎事業年度の収支予算、事</p>
---	---

<p>業計画及び資金計画を作成し、<u>これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第75条</u> (略)</p> <p>(財務諸表の提出等)</p> <p><u>第76条</u> (略)</p> <p>(会計監査人の監査)</p> <p><u>第77条</u> (略)</p> <p>(会計監査人の任命)</p> <p><u>第78条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(会計監査人の権限等)</p> <p><u>第79条</u> (略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第80条</u> 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての<u>第76条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。</u></p> <p>(会計監査人の罷免)</p> <p><u>第81条</u> (略)</p> <p>(支出の制限等)</p> <p><u>第82条</u> (略)</p> <p>2 <u>本協会は、次に掲げる業務に係る経理については、放送法第73条第2項に基づく総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。</u></p> <p>一 <u>第4条第2項第2号及び第3号の業務</u></p> <p>二 <u>第4条第3項の業務</u></p> <p>(放送債券)</p> <p><u>第83条</u> (略)</p> <p>(成立の時における資産)</p> <p><u>第84条</u> (略)</p>	<p>業計画及び資金計画を作成し、<u>これを総務大臣に提出する。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p><u>第72条</u> (同左)</p> <p>(財務諸表の提出等)</p> <p><u>第73条</u> (同左)</p> <p>(会計監査人の監査)</p> <p><u>第74条</u> (同左)</p> <p>(会計監査人の任命)</p> <p><u>第75条</u> (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(会計監査人の権限等)</p> <p><u>第76条</u> (同左)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第77条</u> 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての<u>第73条第1項の規定による総務大臣への提出の時までとする。</u></p> <p>(会計監査人の罷免)</p> <p><u>第78条</u> (同左)</p> <p>(支出の制限等)</p> <p><u>第79条</u> (同左)</p> <p>2 <u>本協会は、第4条第2項第2号及び第3号の業務(専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。)並びに同条第3項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理する。</u></p> <p>3 <u>本協会は、放送番組等有料配信業務、第4条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち2以上の業務に関連する費用については、別途定める適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。</u></p> <p>(放送債券)</p> <p><u>第80条</u> (同左)</p> <p>(成立の時における資産)</p> <p><u>第81条</u> (同左)</p>
--	---

(残余財産の処分)
第85条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

第2条 この定款の第82条第2項の規定は、令和2年4月1日に開始する本協会の事業年度から適用し、同年3月31日に終了する本協会の事業年度については、なお従前の例による。

(実施計画に関する経過措置)

第3条 改正法の施行の日を含む事業年度に係るこの定款の第4条第9項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「改正法の施行の日以後遅滞なく」とする。

(中期経営計画に関する経過措置)

第4条 この定款の第74条第1項の規定は、令和3年4月に始まる事業年度から適用し、同月に始まる事業年度より前の事業年度については、なお従前の例による。

2 この定款の施行後、この定款の第6条第1項の規定により最初に定める同項に規定する中期経営計画は、令和3年4月を当該中期経営計画の期間（同条第2項第1号に規定する期間をいう。）の始期としなければならない。

(残余財産の処分)
第82条 (同左)

附 則

1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

2 この定款の第79条第2項及び第3項の規定は、平成27年4月1日に開始する本協会の事業年度から適用し、同年3月31日に終了する本協会の事業年度については、なお従前の例による。

【新設】

【新設】